

2023年度

滋賀県要約筆記者養成講座（パソコン）募集要項

<要約筆記とは>

要約筆記とは、発言者の話を聞き、要約して書くことで聴覚障害者にその場の話の内容を伝える、文字による通訳（情報保障）のことです。人生の途中で聞こえなくなった中途失聴者や、聞こえにくい難聴者は、医療、教育、その他社会生活の様々な場面で要約筆記を必要としています。行事や集会、会議等に要約筆記を準備することは聴覚障害者の社会参加を保障し、その権利を守る合理的配慮です。

1、目的

- ・要約筆記の技術を習得し、聴覚障害者の社会参加を支援する要約筆記者を養成します。
- ・要約筆記者となるために必要な聴覚障害についての知識や、その場の話を要約して伝える技術などを習得します。

2、主催 滋賀県・滋賀県立聴覚障害者センター

3、対象者

- ・滋賀県在住または在勤の方で、全課程の受講が可能な18歳以上の方
- ・要約筆記者認定試験に合格後、県に登録し、要約筆記者として活動できる方
(募集条件)・オリエンテーション(6月6日)に出席できる方
 - ・基本的なパソコン操作のできる方
 - ・タッチタイピングができ、かつ1分間に70文字程度の入力ができる方
 - ・ノートパソコンを持参できる方(ウイルス対策ソフトがインストールされているもの)

4、定員 20人(最低催行人数 6人)

5、日程と期間

2023年6月～2024年1月 全28回 ※カリキュラム参照

- (1) 講義・実習(火曜日) 13時30分～16時30分
- (2) オンライン配信講義 配信期間の金曜日から翌週火曜日の午前9時30分まで視聴できます。

6、会場

- ・滋賀県立聴覚障害者センター(草津市大路2丁目11-33 JR草津駅より徒歩10分)

7、受講料 無料 ただし、テキスト代は自己負担とします。

8、テキスト代 「要約筆記者養成テキスト(第2版第9版)上下巻」(4,000円) (厚生労働省カリキュラム準拠)

9、その他

- ・オンライン配信講義は指定された期限内に課題などを提出していただき出席とみなします。
- ・全課程の80%の出席で修了となり、全国統一要約筆記者認定試験の受験資格が得られます。
- ・本講座は過去に受講経験のある方、奉仕員の方の再受講が可能です。ただし、定員に達した場合は初受講の方を優先します。
- ・申込締切後、受講決定者に「受講決定通知」をお送りします。

10、申込みと問い合わせ先

○申込み方法

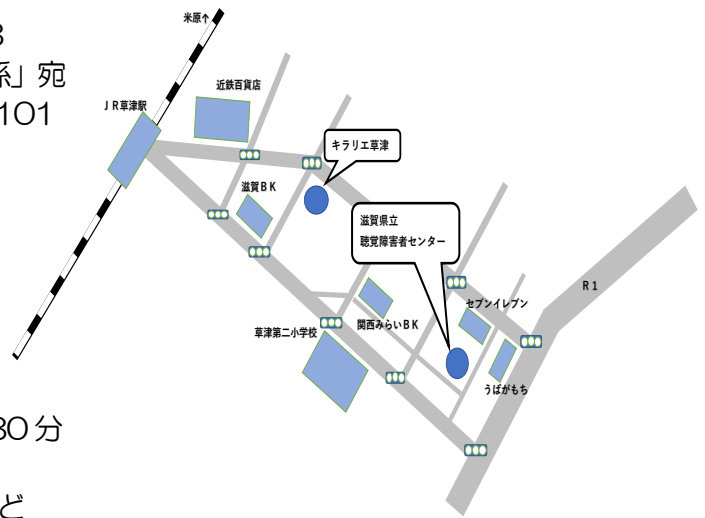
申込欄に必要事項をご記入の上、メール・FAX・郵送・ご持参のいずれかの方法でお申込みください。

○申し込み・問い合わせ先

〒525-0032 滋賀県草津市大路2丁目11-33
 滋賀県立聴覚障害者センター「要約筆記者養成講座係」宛
 TEL：077-561-6111 FAX：077-565-6101
 E-mail：shigajou@eos.ocn.ne.jp

○申込み期間

2023年4月1日(土)～5月29日(月)
 郵送の場合は5月26日消印有効



11、オリエンテーション

- ・日時 6月6日(火曜日) 13時30分～15時30分
- ・会場 滋賀県立聴覚障害者センター 研修室
- ・内容 要約筆記とは(ミニ講演)、講座内容説明など

・・・・・・・・・・・・・・・・・・受講申し込み欄・・・・・・・・・・・・・・・・

ふりがな			年齢
氏名			
住所	(〒 —)		
連絡先	自宅電話	携帯電話	
	メールアドレス(添付データを受け取ることのできるアドレス)		
受講動機			
この講座をお知りになったのは何ですか		チラシ 広報 ホームページ その他()	